

淀川水系流域委員会 第9回住民参加部会 結果概要

開催日時：平成18年6月26日（月）10:00～13:10

場 所：国立京都国際会館 ROOM E

参加者数：委員13名、河川管理者（指定席）12名
一般傍聴者（マスコミ含む）44名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
 - ①平成17年度事業進捗状況の点検について
 - ②一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案について
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・住民参加部会は平成17年度事業の進捗点検の「計画-1-1 河川レンジャー」への意見を述べる。
- ・「平成17年度事業進捗点検について意見」および「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」への意見があれば、6/30正午までに庶務に提出する。提出された意見を参考に部会作業検討会にて住民参加部会としての意見（案）をとりまとめる。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1「各種会議の結果報告」を用いて、第71回運営会議（5/17）以降の会議の報告がなされた。

3. 審議の概要

①平成17年度事業進捗状況の点検について

河川管理者より、各河川事務所での河川レンジャーの取り組みについて説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。その後、審議資料1-2「平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）住民参加部会」を用いて意見交換がなされた。主な内容は以下の通り。

○「計画-1-1 河川レンジャー」に関する質疑応答

- ・河川レンジャーの処遇はこれからの活動基盤になる。各河川事務所で共通の内容にしておくべきことだが、処遇について事務所間で協議されているのか。
 - ←現在は処遇についても各河川事務所の裁量で行っている。琵琶湖河川事務所では、発注した業務への報酬として、レンジャーからの月4回のご報告に対して約5万円/月の報酬をお支払いすることとしている。現段階は各河川事務所でそれぞれ工夫しているが、制度を確立す

る際には共通の内容にしておくべきだろうという議論をしている（河川管理者）。

←レンジャーからの報告内容とはどんなものなのか。

←4月、5月はレンジャーの方々に「河川レンジャーとは何か」といった議論をして頂き、その報告をして頂いた。河川レンジャーのそれぞれの活動に対してそのまま報酬を支払うと、河川管理者が住民団体の活動を支援しているのではないかという目で見られ、レンジャー活動に支障が生じるだろうといった議論をして頂いている。今後は、現地で活動をして頂こうと努めている（河川管理者）。

- ・河川レンジャー制度の規約を作っていく必要がある。

←淀川では、規約（案）をもとに運営をしている（河川管理者）。

←琵琶湖では、試行の段階の規約はつくっている（河川管理者）。

←木津川上流では、今後の懇談会で規約を作っていくことになる（河川管理者）。

←猪名川では、正式な規約はないが、運営検討会の規約に基づいて運営している（河川管理者）。

○平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）に関する意見交換

- ・各河川事務所で温度差がある。各河川特有の事情以外にも、事務所毎の考え方が出ているが、統一する必要はなく、むしろ違いがあった方がよいだろう。競い合って頂きたい。住民参加部会としては、提言で述べた内容を理解して頂いた上で試行してもらっているかどうかを点検する必要がある（部会長）。
- ・河川レンジャーの活動内容は地域特性に応じて決めればよいと思うが、地位・身分・報酬等の基本的な事項は、統一すべきだ。
- ・「河川レンジャーの支援体制の確立」と「河川レンジャーの資質・技術の向上」は切り分けた上で意見を述べた方がよい。処遇については「常勤的な非常勤」程度で考えておくべだろう。
- ・河川レンジャー事業の中で、住民にどのような役割を担わせていくのか。検討して欲しい。
- ・「指定区間外区間」「指定区間」は正式な用語だとは思いますが、「直轄区間」「非直轄区間」という言葉の方が分かりやすく誤解がなくてよいのではないか。
- ・河川レンジャー育成のための講座や研修会は必要だとは思いますが、少人数のために研修会を開催するのも大変だろう。河川レンジャーに各種委員会に出席して頂くことが一番の勉強になる。
- ・各河川事務所で進捗状況が違っているので、それぞれの地域別部会が意見を出せばよい。住民参加部会は、「河川レンジャー」の全般的な総括をする必要がある。各河川事務所の共通の課題と成果を河川管理者から報告してもらいたい。単なる進捗状況の報告にとどまらず、共通の成果と課題についてより具体的報告を行って欲しい。
- ・河川レンジャーは流域委員会が提案して、河川管理者が実践してくれている。河川管理者を勇気づけるような意見になればと思っている。進捗が遅れ気味だとは言え、河川管理者は一生懸命やっており、近々実現するところまできている。
- ・住民参加部会としては、まずは「河川レンジャー制度の評価基準」を考えた後、個々の項目毎に評価していくという進め方がよいのではないか。

- ・今後、河川レンジャーについて意見を述べていくためには、河川毎に委員の分担を決めてチェックするという体制が望ましいと思っている。全委員で全ての資料をもとに議論するのは大変だ。
←各河川事務所の河川レンジャー懇談会や検討会等のメンバーや主要な議論について、とりまとめている。全委員にお送りする予定だ（河川管理者）。

○今後の進め方について

- ・審議資料 1-1「平成 17 年度事業進捗の点検選定項目案」および当日配付資料「住民参加部会における検討事項の抽出」として、住民参加に係わる事業項目が抽出されているが、住民参加部会としては「計画-1-1 河川レンジャー」にのみ意見を述べる。審議資料 1-1 および当日配付資料は、今後の検討資料とする（部会長）。
- ・当日配付資料では、整備内容シートに記載されている各種協議会や委員会等における住民参加の態様が整理されている。この中で「住民専門家委員会型」と「住民委員参加型」の違いはどこにあるのか。
←「住民専門家委員会型」は、魚類や植物に特に詳しい知識を持っている住民が委員として協議会や委員会に迎えられている場合を指している。

②一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案について

- 審議資料 2-2「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取等に関する見直案」を用いて意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。主な意見は以下の通り。
- ・審議資料 2-2「見直案」表紙の 3 行目に「流域委員会は一般傍聴者や一般の方々からのご意見を非常に重視しており、この考えを変えるものではない」という文章を入れて欲しい。改善するが、これまでの考え方を変更するものではないという点を明記しておいて欲しい。
 - ・審議資料 2-2「見直案」表紙の 14 行目の「地球環境保全（省資源）」は「環境保全（省資源）」に変更して頂きたい（部会長）。
 - ・委員会に提出して頂く意見の分量は「原則として、A 4 で 6 ページ以内」と明記しておくべきだ。
←提出意見が 6 ページを超えている場合、配付資料として掲載するかどうかについて、庶務が委員長・部会長に確認するようにする（部会長）。
 - ・添付資料は何ページでも提出して頂いてよいが、傍聴者全員には配布しないという扱いがよい。
 - ・「3. <会議場等での資料配付の基本的な事項>についてのお願い」の（3）の後半「配付資料を事前に庶務宛に送付される場合、」以下は削除する（部会長）。
 - ・「4. 著作権の保護に関する注意」については、「意見提出者は、著作権許諾の旨を明記した上で委員会（庶務）へ提出してください」を追加する。また、著作権許諾が明記されていない意見が提出された場合、庶務は意見提出者に注意を促し、必要に応じて許諾を得るための手助けをするということにする（部会長）。
 - ・審議資料 2-2「見直案」P4「一般傍聴者からの意見聴取について」④ は、「発言時間は原則として 3 分間とする。ただし、発言が極めて重要な内容の場合は議長の裁量で発言の継続を認めるこ

とができる」とする（部会長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ、2名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・住民参加部会にも係わらず、傍聴している住民が少ない。この現状をどう捉えているのか。こういった状況にもかかわらず、住民意見の聴取の方法を流域委員会だけで決めてよいのか。また、河川レンジャーの検討会や懇談会で出されている意見は公開されていない。部会検討会の内容も伝わってこない。全体委員会の検討課題にすべきだ。
- ・河川レンジャーの活動中のリスクマネジメントについて検討されているのか。河川レンジャーの活動の場は川であり、最悪の場合は死亡事故になる。現在のところ、河川レンジャーの処遇は公務員ではないようだが、水防団は準国家公務員として身分が保障されている。河川レンジャー活動が盛んになれば、事故も増える。河川レンジャーが事故を起こした場合のリスクマネジメントについての検討が必要だ。

以上